平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町９番地26　伊集院アパート
債務者　川畑　泰仁
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩川内市五代町2226番地　プリメーラ105号、前住所鹿児島県阿久根市脇本8925番地１　コーポレビューハイツＡ－204号
債務者　**鶴**長　康宏
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県出水市平和町438番地　平和団地１棟４号、前住所鹿児島県出水市浦田町169番地１
債務者　上野タヅル（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅A18－４
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
宮城県加美郡加美町菜切谷字正源５番地１
債務者　後藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
秋田県能代市落合字中大野台121番地２
債務者　小川　治康
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第７８号
石川県野々市市新庄６丁目411番地　グローリア105号室、従前の住所石川県白山市瀬木野町183番地39
債務者　松村　　諭
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
三重県津市大門17番８号　美登ビル301
債務者　植村　益巳
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０号
三重県四日市市青葉町780番地15
債務者　宮崎　道徳
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
京都市伏見区向島津田町134番地１　サンハイム高矢210
債務者　中川工務店こと　中川　　敦
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
京都府城陽市寺田今堀79番地の56
債務者　西村　英樹
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
京都市伏見区醍醐西大路町55番地　ヴィラウェスト101号
債務者　中川　裕子（旧姓髙近）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
京都市上京区大宮通中立売上る糸屋町202番地
債務者　垙和　謙一
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地　32棟407号
債務者　垣内幸比呂
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟809号
債務者　寺田　　良
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地８－203号
債務者　中西　智美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
奈良地方裁判所